

事業主のみなさん！！事業所のお困り事ありませんか？

無料でアドバイザー派遣をします！

アドバイザー派遣とは

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく女性の活躍と、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む事業所への支援を目的としています。

また、ハラスメントや働き方改革、LGBTQ等の社員向け研修も実施可能です。事業所のワーク・ライフ・バランス等に関するお困りごとを一度御相談ください。

相談例

●社員に研修を受けさせたい →無料で研修講師を派遣します！

ハラスメント研修	いわゆるパワハラ防止法（労働施策総合推進法）が改正され、中小企業も含め雇用管理上の措置対策が義務化になりました。事業所として何を行うべきか管理職向けの研修や勉強会を通じ学びます。
働き方の見直しに関する研修	働き方改革を円滑に進めるには、労務管理に関する基礎知識が必要です。管理職の皆様には基礎知識を学んで頂き、日頃の労務管理の見直しに繋がります。また、一般職の皆様には制度の必要性を理解して頂くとともに、これまでの自身の働き方を振り返ります。
LGBTQに関する研修	LGBTQについて学び、一人ひとりの個性を尊重し合い、みんなが気持ちよく過ごせる職場作りについて学びます。

●職場環境の相談をしたい →無料でアドバイザーを派遣します！

- ・テレワークを導入するなど勤務体制を見直したい
- ・一般事業主行動計画を策定したい
- ・育児・介護による離職を防ぎたい
- ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備したい
- ・女性活躍に関する各種認証や助成金について教えて欲しい
- ・LGBTQに関する労務管理（福利厚生等）について相談したい

問題の見直しと、
解決のチャンス!!



【派遣期間】 令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)まで

※ 派遣日は、アドバイザーと日程調節を行います。

【申込期間】 令和6年3月1日(金)まで

※ 先着順。予算が上限に達する見込みとなった時点で受付終了します。

【募集要件】

- ・市内に本社を有する事業所
- ・事業所で組織された、市内に事務局を有する団体
- ・そのほか市長が認めた団体

【派遣回数】 1事業所につき5回を上限とし、1回2時間まで

【派遣方法】 事業所へ直接、またはWEB会議システムでの派遣

【その他・注意事項】 ※WEB会議システムでの派遣の場合、必要な機器（PC等）は、事業所でご準備ください。

※アドバイザー派遣費用（謝礼・旅費）は岡崎市が負担します。

※助言・提案に基づく改善は、貴社のご判断責任のもとに実施してください。

※岡崎市及び派遣アドバイザーは、貴社に損害が生じた場合の責任は負いません。



【お問合せ】 岡崎市 多様性社会推進課 岡崎市アドバイザー派遣事業
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地(東庁舎2階)
TEL:0564-23-6222 FAX:0564-23-6266



岡崎市アドバイザー派遣事業申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

所在地
事業所名又は団体名
代表者氏名

岡崎市アドバイザー派遣事業について、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分

アドバイザーによる助言・提案 (助言・提案を希望する内容)

アドバイザーによる研修会 (研修会等のテーマ)

その他

2 従業員数又は団体人数

人 (男性 人、女性 人)

うち非正規労働者 人 (男性 人、女性 人)

3 派遣希望年月日

第1希望 令和 年 月 日 午前・午後 時 ~ 時

第2希望 令和 年 月 日 午前・午後 時 ~ 時

第3希望 令和 年 月 日 午前・午後 時 ~ 時

4 担当者部署・氏名

部署 _____ 担当者名 _____

電話番号 _____ E-mail _____

5 課題、問題点、その他お困りの事があれば、御自由に御記入ください。
